

北本市子どもの権利に関する行動計画（案）に関する パブリック・コメント手続の実施結果について

1 概要

北本市では、北本市子どもの権利に関する条例第35条の規定に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市子どもの権利に関する行動計画の策定事業を進めています。

このたび、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とする北本市子どもの権利に関する行動計画（案）を取りまとめ、市民の皆様から意見を募集しました。

その結果、10通（意見総数65件）の意見をお寄せいただきましたので、その内容と意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和5年11月8日（水）から12月7日（木）まで
意見の提出方法	郵送、FAX、持参、市ホームページ
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙（令和5年11月号掲載） ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧（子育て支援課、市政情報コーナー） ・ 個別に周知（市立小中学校の児童生徒）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ掲載 ・ 紙資料の閲覧（子育て支援課、市政情報コーナー）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		10通（65件）
内 訳	郵送	0通（0件）
	FAX	1通（5件）
	持参	3通（36件）
	市ホームページ	6通（24件）

4 意見の内容と市の考え方

計画案に対する意見として、計画全般について、各基本目標（普及啓発、意見表明・社会参加の機会の確保、虐待・体罰・いじめの防止、特別な配慮が必要な子どもと保護者への支援、成長と発達に資する支援、子どもの権利を守る仕組み、相談・救済）に掲げる事業・取組に関するなどが寄せられました。寄せられた意見に対する市の考え方は、別紙「北本市子どもの権利に関する行動計画（案）に対する意見とこれ

に対する市の考え方」のとおりとします。

項 目	件数
(1) 行動計画の全般、基本理念、基本目標等に関すること	9
(2) 基本目標 1 に関すること	7
(3) 基本目標 2 に関すること	2
(4) 基本目標 3 に関すること	8
(5) 基本目標 4 に関すること	8
(6) 基本目標 5 に関すること	6
(7) 基本目標 6 に関すること	7
(8) 基本目標 7 に関すること	10
(9) 条例、子どもの権利に関すること	2
(10) その他	6
合 計	65